

# スタディーサポートサークルにおける学校支援ボランティアの 成果と課題 —学校支援地域本部事業との関わりから—

平舘善明\*, 三原好生\*\*

(受付 : 2010年4月30日, 受理 : 2010年5月21日)

A study on school support volunteer, focused on activities of “Study Support Circle”

Yoshiaki HIRADATE, Yoshio MIHARA

## 摘 要

2009年発足の帯広畜産大学スタディーサポートサークルでは、複数の近隣の中学校において授業補助や放課後学習会等の学習支援をボランティアで行っている。本サークルは、文部科学省が2008年度から予算を計上し推進している学校支援地域本部事業を契機に発足した。本稿では、先行研究をもとに学校支援地域本部事業における学校支援ボランティアの論点を整理し、それを本サークルの活動に照らすことで、本サークルにおける学校支援ボランティアの成果と課題を明らかにすることを試みた。

**キーワード** : 帯広畜産大学スタディーサポートサークル, 学校支援ボランティア, 学校支援地域本部事業

## I. はじめに

帯広畜産大学スタディーサポートサークルは、2009年に大学公認のサークルとして発足した。主な活動内容は、近隣の中学校で、理科や数学の授業に参加して教員の補助をしたり、放課後に学校で自主学習を行う生徒たちの世話をする等の学習支援をボランティアで行っている。

本サークルの発足は、後にやや詳しく述べるように、文部科学省が2008年度から予算を計上し推進している学校支援地域本部事業が契機になったといえる。

学校支援地域本部事業とは、子どもの教育に関して、「学校だけが役割と責任を負うのではなく、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整える」ことを目的とし、授業補助や部活動の指導、校

\* 帯広畜産大学人間科学研究部門 〒080-8555 帯広市稲田町西2-11

Department of Human Sciences, Obihiro University of Agriculture and Veterinary Medicine, Obihiro, Hokkaido, 080-8555, Japan

\*\* 士幌町農業協同組合(2010年3月帯広畜産大学畜産学部卒業)

SHIHORO Agricultural Cooperative Association

庭の整備や登下校時の子どもの安全確保など、図1<sup>1)</sup>のような形で地域住民が学校の教育活動に関与する体制(学校支援地域本部)を整えるための事業である。こうした学校支援地域本部のモデルを全国1800カ所(市町村数に相当)に設置すべく、文部科学省では、2008年度予算に50億4000万円を計上し、学校支援地域本部事業を開始した。同省は、翌2009年度予算の概算要求でも、これを3600カ所に拡充し、少なくとも各市町村に1カ所以上の学校支援地域本部を設置する計画のための予算要求を提出した。学校支援地域本部の最終的な設置目標は中学校区ごとの設置であり、同省はこれにより恒常的に地域の人的リソースを動員・活用し、学校教育の充実を図ることを考えている。この事業は、いわばそのための中核的モデルケースを形成することがねらいである<sup>2)</sup>。

もちろん、学校支援ボランティアは、学校支援地域本部事業が開始される2008年度以前から、各地で行われていたけれども、本学のスタディーサポートサークル発足の契機が当該事業であったことを鑑み、本稿では、まず第1に、学校支援地域本部事業の概要および、先行研究に基づく当該事業における学校支援ボランティアの論点を整理する。第2に、本学スタディーサポートサークルの発足経緯とこれまでの活動の概略を述べる。第3に、上記の第1の内容から導き出した論点を、第2の内容に照らし合わせることを通して、帯広畜産大学スタディーサポートサークルにおける学校支援ボランティアの成果と課題を明らかにすることを試みる。

## II. 学校支援地域本部事業の概要と論点整理

### (i) 学校支援地域本部事業の概要

文部科学省は種々の説明文書で、学校支援地域本部のねらいを次のように述べている。

「社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校が様々な課題を抱えているとともに、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められるようになって」いる。「このような状況のなかで、これからの教育は、学校だけが役割と責任

を負うのではなく、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとで進めていくことが不可欠」であり、「学校支援地域本部は、これを具体化する方策の柱であり、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを大きな目的」にしている。

さらに、期待される効果として、(1) 学校や地域の教育活動のさらなる充実が図られること、(2) 地域住民が自らの学習成果を生かす場が広がること、(3) 地域の教育力が向上することの3点をあげ、これらのことをふまえた上で、学校支援地域本部は、「それぞれの地域の教育機能を、地域住民の力をフルに活用しながら、学校を中心に再構築しようとするもの」であるとしている。とりわけ、(1) 学校や地域の教育活動のさらなる充実に関しては、次のように説明している。

「①教員だけでは担いきれない、あるいは必ずしも教員だけがすべて行う必要がない業務について地域が支援することにより、教員が、より教育活動に専念でき、より多くの時間を子どもと向き合うことや授業準備等に充てられるようになります。また、②子どもたちが多様な知識や経験を持つ地域の大人とふれあう機会が増え、多様な経験の機会や学習活動、部活動の充実、学校の環境整備等が一層図られるとともに、多くの大人の目で子どもたちを見守ることで、よりきめ細やかな教育にもつながります。さらに、③子どもの地域に対する理解やボランティアへの関心も高まります。」

実は、学校支援ボランティアは、以前より各地で取り組まれていたけれども、2008年度から学校支援地域本部事業が実施されるようになった背景には、教育基本法等の法律改定がある。

2006年12月に教育基本法が改定され、新設された第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)において、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を務めるものとする。」とされた。

また、上記の(2) 地域住民の学習成果を生かす場の広がり(3) 地域の教育力の向上との関連においてみれば、教育基本法の改定を受けて、2008年6月に社会教育法が

改定されており、同法第5条(市町村の教育委員会の事務)の第15号で、教育委員会は「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」を行うことが明記された。

さらに、2008年7月に閣議決定された教育振興基本計画<sup>3)</sup>では、「学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかにほぐくむことを目指し、『学校支援地域本部』をはじめ、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の中学校区で地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるように促す」ことが示された。学校支援地域本部事業は、これらの改定された法律等に実施の根拠を据えていることがわかる。

次に、学校支援地域本部のしくみについてであるが、基本的には、(1) 学校支援ボランティア、(2) 地域コーディネーター、(3) 地域教育協議会から構成される。

(1) 学校支援ボランティアとは、実際に支援活動を行う地域住民で、活動内容は学校管理下の活動が対象となる。①授業に補助的に入る、ドリルの採点を行う等、授業の補助や実験、実習の補助等の学習支援活動、②部活動の指導、③図書 の整理や読み聞かせ、グラウンドの整備や芝生の手入れ、花壇や樹木の整備等の校内の環境整備、④登下校時における子どもの安全確保、⑤学校行事の運営支援など。なお、ボランティアに対する謝金は事業費には含まれない。

(2) 地域コーディネーターは、学校支援ボランティアに実際どのような活動を行ってもらうか等、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、学校支援地域本部の実質的な運営を担うもの。退職した教職員やPTA役員の経験者などが考えられる。なお、事業費にはコーディネーターの謝金等の経費が含まれる。

(3) 地域教育協議会は、学校支援地域本部においてどのような支援を行っていくかといった方針等について、企画、立案を行う委員会。構成員は、学校やPTA、コー

ディネーターやボランティア代表をはじめ、公民館等の社会教育関係者、自治会や商工会議所等、地域の関係者などが考えられる。なお、子どもの教育について話し合う組織がすでに地域に設けられている場合には、その既存の組織を地域教育協議会に替えることも可能。会議の開催経費等は事業費に含まれる。

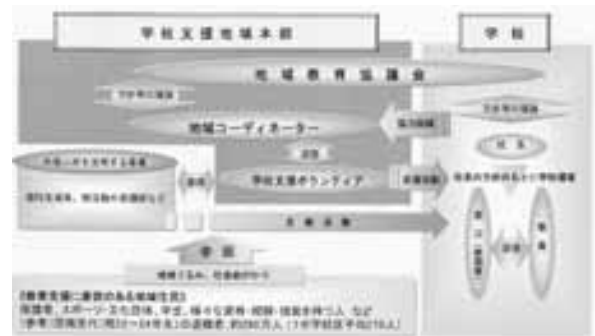


図1 学校支援地域本部の概要

## (ii) 学校支援地域本部事業に関する論点整理

学校支援ボランティアは、学校支援地域本部事業が開始される以前から、秋田県での「ふるさと子どもドリーム支援事業」(1999年)や神戸市の「通常の学級におけるLD等への特別支援事業」(2002年度～)、大分県での「まなびんぐサポート」事業(2004年度～)等、各地で様々な行われていた<sup>4)</sup>。東京都杉並区和田中学校での「夜スベ」や「ドテラ(土曜日寺子屋)」といった地域本部の取り組みは、これらの1つに数えられるとともに、学校支援地域本部事業立案のヒントになったともいわれる。学校支援ボランティアの形態は、地域住民や大学生だけでなく企業やNPO等も参加しており、学校支援ボランティアの活動事例として先に挙げたもの以外にも、「総合的な学習の時間」での校外授業の連携協力や、金融教育等の特別授業の講師、特別支援教育の観点からの学習補助等、多様に行われていた。こうした先行した取り組みが行われる中で、学校支援地域本部事業が開始された。

では次に、学校支援地域本部事業における学校支援ボランティアに焦点を絞ってみる。すると、少なくとも以下の5点が論点としてあげられる。

第1に、当該事業が学校現場や地域からの強い要請に基づく施策となり得ているか否かという点である。

これに関して、まず、設置状況からみた次のような指摘がある。すなわち、学校支援地域本部の設置状況については、各都道府県・政令指定都市の教育委員会を通じて、受託市町村の掘り起こしを強く要請した結果、全国867市町村において、2176カ所の学校支援地域本部が設置された。本事業が学校現場や地域からの強い要請に基づく施策であれば、初年度で全国1800の全市町村が受託したはずであるが、48%に止まった。2009年度7月の段階でも、1000市町村を越えていないという<sup>5)</sup>。

この指摘に関連して、教育現場の意向に反し校長や教育委員会の「上から」の政策が一方的に進められる危険性を孕んでいるとの指摘もある。文部科学省は、地域住民だけでなく、会社・地域団体・関連機関等を巻き込んだ国民運動として展開する姿勢が必要であるとし、当該事業が、学校評議員や学校運営議会、学校評価等の「開かれた学校づくり」をめざす施策と軌を一にするものとしている。これら学校運営議会等の機関構成員は選挙等による代表制ではなく校長や教育委員会等が直接任命するものであることから、校長や教育委員会の進める政策の一方的推進役や監視役となる危険性を持っているとしており、この点で当該事業における地域教育協議会も同様の危険性を孕んでいるとの指摘である<sup>6)</sup>。

他方で、学校事務職員の側から、「学校支援地域本部事業っておもしろい！」と題して、地域住民のボランティア活動参加の意欲とその効果の大きさを実際に感じ取ったことで、多忙化する教員たちの教材研究や授業のアイデアを練る時間を確保してあげたいとの思いのもと、教員と子どもが輝ける場所を整備することを事務職員の仕事のひとつとして、当該事業に積極的に取り組んでいる報告もある<sup>7)</sup>。

単に「上から」の押しつけられた政策では、効果があがらないことはいうまでもない。当該事業が教育現場や地域の意向に基づく形で行われているか否かが1つの論点といえる。

第2に、上の指摘に関連して、「開かれた学校づくり」をめざす施策は、公教育の民営化・市場化という面を持ち合わせており、この点で、公教育が金儲けの場に陥る

ことや、企業の参入によって子どもが特定企業への親和性を強める等、子どもの教育の場が経済活動の場へと変質することにより、子どもの全面的発達を阻害してしまうことを危惧する声もある<sup>8)</sup>。

また、個々の子どもたちの置かれている家庭・生活の環境や現況を把握せずに、学校支援ボランティアとして地域住民が一時的に教育活動に加わったことで、逆効果となってしまったケースも耳にしないわけではない。他大学での学校支援ボランティア報告の中に、「自分がどこまで指導して良いのか、関わって良いのかという点で迷った」という感想もしばしば見受けられる<sup>9)</sup>。

総じて、「教員だけでは担いきれない、あるいは必ずしも教員だけがすべて行う必要がない業務」を支援するという学校支援ボランティアの役割の曖昧・無限定さ、すなわち、学校支援ボランティアが関与すべき、ないし関与してもよい範囲の線引きをいかにするか、検討すべき課題の1つといえよう。

第3に、財源保障と持続性の問題である。当該事業は地域社会が学校教育を支援するための「体制づくり」を目的としており、2010年度までの3カ年の委託事業とすることが想定されている。すなわち、3年をすぎると国による予算措置は打ち切られる。したがって、それまでに財政的自立をするか、無償で動く体制をつくりあげなければならない。3年で打ち切られることを見越して当該事業への参加に二の足を踏んでいる自治体もある。持続的に行っていく上で、財源保障の問題は大きい。

第4に、担い手の問題である。まず、地域コーディネーターについて、次のような指摘がある。すなわち、地域コーディネーターの担い手としてあげられているのは団塊世代の退職者で、全国で約280万人、一中学校区あたりで平均274.7人いるとされているが、ほぼ常勤となる可能性の高い地域コーディネーターへの謝金は生活を維持できるような金額ではないし、団塊世代の退職者も都市部に偏重している。近年の失業状況等を考えれば、実際の担い手は生活の安定があるわずかな層にすぎないとの指摘である<sup>10)</sup>。

また、地域連絡協議会についても、既存のPTAとどう

関係づけるかが、大きな検討課題となっている。当該事業は、PTAだけでなく、もっと幅広い地域住民等による学校支援を想定しているが、各地域や学校の実情に応じてPTAを中核としたり、まったく別組織として立ち上げることも考えられる。現に、PTAが中核となることで活性化した例もあるし、逆に一緒にして開始したが、業務の煩雑さに耐えかねて分離したPTAもある。地域の実情をふまえて、各々に検討しなければならない問題である。

さらに、各都道府県・市町村の行政内部における社会教育担当課と学校教育担当課の連携協力体制の再構築の必要性も指摘される<sup>11)</sup>。

当該事業を安定的に持続していくためには、こうした担い手や組織作りの問題を軽んじるわけにはいかない。

そもそも、社会教育の側からは、「学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいく」という学社融合の考え方が、当該事業では学校「支援」という地域から学校への一方向のみの「支援」へと後退しているとの指摘がなされている<sup>12)</sup>。社会教育の充実という視野も持ちあわせながら議論せねばなるまい。

第5に、さらに大学生の学校支援ボランティアに焦点を絞った際、こうしたボランティア活動に大学側がどの程度関与すべきか、という論点がある。

2005年時点での話では、全国的にみて、福祉等のボランティア活動を授業単位として認めている大学は少なくないし、教育学部等で学校支援ボランティアの活動を奨励している大学も少なくないが、大学生が学校に赴く際には、自主的なものとして奨励している大学がほとんどで、単位化しても卒業要件単位として認めているわけではない大学がほとんどであるといわれる<sup>13)</sup>。

また、一方で、地元の教育委員会と大学側で協定書を結び、学校支援ボランティアの活動を卒業要件単位の科目として設定している大学もあれば、他方で、一大学教員が個人的に小・中学校との仲介役となり、単位とは無関係に、学校支援ボランティアを希望する学生(年間1～2名)を学校に赴かせるといったケース<sup>14)</sup>もある。

この点について、ボランティアと名のつくものは、一般的に自主的な活動であり、意欲あるものが興味関心に応じて実施するもので、単位を付与して見返りを求めたり強制するものではないという議論も少なくない。実際にそうした論理に基づき、学生を紹介だけして、それ以降は何も関与しないという大学も少なくない。いくつかの学校支援ボランティア報告の中でも、「単位化しないほうが良い」という学生の意見も載せられている<sup>15)</sup>。

他方で、参加の動機が単位の強制であっても、実際に参加することで、取り組む姿勢も変わってくるのが往々にしてあり、この点で、まずもって取り組ませることで得られる教育的効果の方が大きいとする意見もある。

ただし、学校支援ボランティアを行っている大学生のほとんどが、教員養成系大学・学部在籍、あるいは教職課程を履修する学生である。これは、管見の限り、大学生の学校支援ボランティアに関する報告や論文のすべてがそうした学生を対象として実施された内容であることから想定できる。すなわち、これらの議論は、あくまで教員を志望する学生への教育的効果という観点からの議論であることに留意しておく必要がある。

### Ⅲ. スタディーサポートサークルの 発足経緯と活動内容

#### (i) 発足の経緯

スタディーサポートサークル発足のきっかけは、本稿の第二著者が地元の帯広市立南町中学校校長の知り合いであったことから、同中学校での学校支援ボランティアを依頼されたことにあった。第二著者は、当時、帯広畜産大学畜産学部の4年生で教職課程を履修していたことから、中学校でのボランティア活動に興味をひかれ、依頼を受けた。

そして学校支援ボランティアを始めるにあたり、ともに活動する人員を増やす必要があったこと、南町中学校への移動時の万一の事故への保険、活動費等を考慮し、大学公認のサークルとして立ち上げることにした。その際、本稿の第一著者が教職課程担当教員であったことから顧問を引き受けた。

後日、南町中学校で学校支援地域本部事業に関与し本サークル活動との学校側の窓口をして下さっている教員と第一著者が打ち合わせを行った。その際、同教員は、中学校側がボランティアに謝金や活動費を出せないことを苦慮していた。既述のように、学校支援地域本部事業では、ボランティア活動の保険は事業費に含まれるものの、謝金や活動費は事業費には含まれない。そこで、第一著者が科学技術振興機構主催の地域の科学舎推進事業「地域活動支援(草の根型)」に本サークルの活動を応募することにした。幸いにも、この事業に採択されたことにより活動費を得ることができた。

## (ii) 活動内容

開始当初の活動内容は、数学の授業補助であった。参加方法は、大学での講義の空き時間に気軽に参加することができるようにという南町中学校側の配慮で、決まった曜日・時間帯に継続して活動を行うような、いわば予定に縛られる方法ではなく、授業補助が必要な曜日・時間帯を随時サークルメンバーが中学校側に確認して参加するという、不定期かつ柔軟な方法で行われた。活動前日に確認をとって参加する時さえあった。これによりサークルメンバーは、「時間が空いていて、参加したい時に参加する」という、強制される感覚のない、あくまで自主的な意識で参加することができた。こうした方法をとったことが、結果として年間を通して活動を継続することができた大きな要因であったといえる。

活動回数を重ねるうちに、理科や英語の授業・実験補助、定期テスト前の放課後学習会へと活動内容が広がっていった。また、数学の授業では、1回の授業に数名のサークルメンバーが補助に入ることで、少人数グループ別学習形態での授業を効果的に行うことが可能になった。

さらに、既述の地域の科学舎推進事業に採択されたこともあって、活動範囲を南町中学校以外の学校へと広げられることも意図して、本サークルの周知活動とメンバーの募集活動に取り組んだ。

周知活動に関しては、十勝管内を対象とした教育委員会主催の地域コーディネーター研修会に5名程度のメン

バーが2度参加して研修を受けるとともに、本サークルの周知活動を行った。ちなみに、地域コーディネーター研修会に参加したことで、地域コーディネーターとしても本サークルメンバーの多くが登録された。こうした活動により、帯広市の教育委員会や近隣の中学校に本サークルの活動が知られるようになった。

メンバーの募集活動に関しては、大学内にポスターを掲示した他、講義の前後の空き時間を利用して、主に教職課程を履修する学生への説明およびビラの配布等を行って参加を呼びかけた。こうした活動により、サークル発足当初は5名であったメンバーが15名ほどになった。ちなみに、メンバーの中には、教員志望ではない学生ないし教職課程を履修していない学生も所属している。こうした学生も熱心に活動している。

12月には南町中学校で公開授業研究会が行われ、帯広市内の多くの教員が授業参観に訪れる中、理科と数学の授業補助として8名のメンバーが参加した。

また、年度末の地域コーディネーター研修会では、本サークルの活動報告も行った。

加えて、1月には、帯広畜産大学にて「数学の基礎の基礎を身につけよう」講習会を開催した。この講習会は、日頃、中学校で授業補助を行うことでメンバー各々が学び取り、あるいは感じ取った経験を生かして、授業補助員としてではなく、自らがメインの立場で、中学生に勉強の仕方のコツを教えようと企画されたものである。この講習会を開催するにあたって、複数の近隣の中学校をまわって趣旨説明を行い、参加協力を仰いだところ、4つの中学校から、主に中学1年生の参加があった。

この講習会では、まず、中学の数学において最初につまずく可能性が高い方程式の学習課題を例にあげて、イコール記号の意味の説明等、ごく基本的な事項から丁寧に代表者(本稿の第二著者)が教壇にてプレゼンテーションをすることで数学への理解を促した。次に、実際に方程式の問題を参加者に出題し、それを解く過程において、サークルメンバーが個別に学習支援を行った。なお、この講習会は保護者同伴で行い、約30名の参加があった。終了後には勉強法についての個別相談を受ける場を設け

たところ、保護者からの熱心な相談が何件もみられた。

これらの取り組みにより、帯広市内での本サークルの知名度は高まることとなった。現在まで、複数の近隣の中学校で放課後学習会等のボランティア活動を実施している<sup>16)</sup>。



図2 帯畜大での講習会の様子

### (iii) 活動に対する評価と感想

本サークルの活動は、地域の科学舎事業に採択されたこととの関係もあって、活動を行った際には可能な限り、参加者にアンケートを実施した<sup>17)</sup>。

これまでの放課後学習会や大学での講習会の参加者のアンケート結果をみると、本サークルの活動に対する評価は、概ね良好である。

放課後学習会では「また、ぜひやってほしい」、「また勉強したい」、「すごくわかりやすかった」といった感想が多くみられた。学校支援ボランティアを通しての地元の大学生とのコミュニケーションは中学生にとって、大学生が年齢的にも身近に感じられる存在であり、かつ、これ

まで中学・高校と学び、現在も大学で学問を学んでいる大学生の姿が刺激になったと思われる。

大学での講習会では「親も一緒に勉強ができて楽しかった」、「今さら聞けないと思うことを今後もお願いしたい」、「他教科についても、ぜひやってほしい」といった保護者の感想がみられた。

南町中学校からも、2年目に入ってすぐに、継続したボランティア活動の依頼がきていることや、中学校側の窓口の教員の反応から推測するに、活動への評価は概ね良好とみられる。

以下に、学校支援ボランティアの活動を行った大学生側の感想をあげておく。

- ・「ボランティア活動で実際の教育現場や生徒、教員の方々とふれあう中で、教師という職業のおもしろさや大変さの一端を垣間見ることができた。この活動をしていなければ見ることも知ることもできない世界を経験できた。」
  - ・「ボランティア活動だからといって私たちだけがいろいろと提供したり負担をするのではなく、物として見える対価はほとんどなくても、多くの貴重な経験を得ることができた。」
  - ・「教員志望ではなかったけれども、今後の生活に生かせる貴重な体験ができた。」
  - ・「講習会の企画立案や、学校まわり等の宣伝・周知活動を行ったことが、いい社会勉強になった。」
  - ・「本学では、教育実習くらいしか今の中高生と接する機会がないので、このボランティアは大変いい経験になった。分からなかった問題が解けた時の生徒たちの充実した表情や笑顔を見るのは本当に嬉しく、また、生徒たちが今思っていること、考えていることを知ることもできた。このボランティアを通して、自分の教員という仕事への思いも再確認することができ、自分の教育観・教師観を深めることにつながり、教員採用試験での面接でもしっかりと受け答えができた。」
- 教員を志望する学生はもちろんのこと、教員志望ではない学生も、学校支援ボランティアに参加することで、教員という職業をより深く知ることができ、そのことを

今後の生活に生かすことのできる貴重な経験としてとらえていることが分かる。最後に取り上げた感想を述べた学生は、教員採用試験前に南町中学校で校長をはじめとする先生方に面接の練習や模擬授業の添削も行ってもらった。こうした甲斐もあって、新卒で教員採用試験に合格し、現在、高校教員として働いている。大学生側の成長という点でも、十分な成果を得ることができたのではないだろうか。

#### IV. おわりに

以上、先行研究をもとに学校支援地域本部事業における学校支援ボランティアの論点を整理し、帯広畜産大学スタディーサポートサークルの発足経緯や活動内容等の概略を述べた。

最後に、スタディーサポートサークルの一事例に限って得られた成果と課題を、既述の学校支援地域本部事業の論点整理であげた5つの論点に照らしてまとめたい。

第1の論点は、当該事業が教育現場や地域の意向に基づく形で行われているか否かという点であった。この点に関してはアンケート結果等から判断すれば、「また、ぜひやってほしい」と思う中学生、2年目も活動を継続してほしいとの意向をもつ中学校教員、強制や受け身でなく自主的に参加している大学生と、三者いずれの立場からも各々の意向に基づく有意義な活動となっているといえる。とりわけ、「時間が空いていて、参加したい時に参加する」というフレキシブルな参加形態が大学生の自主性を引き出す大きな要因となった。

ただし、この点は、南町中学校という活動場所であったからこそ実現できたともいえる。他の中学校からも学校支援ボランティアの依頼が少なからずサークルメンバーにきているし、教育委員会から大学側に依頼がきているとの話も聞く。このように依頼が増えている現状において、果たして他の中学校においても同様な方式で活動を行うことが可能か否かは、当該中学校の校風・文化をも考慮した上で検討すべき点であろう。

第2の論点は、学校支援ボランティアが関与すべき、

ないし関与してもよい範囲の線引きをいかにするかであった。戦後日本は、一貫して、教育職員免許状を有する者のみが教員という職業を営むことができるという相当免許主義を貫いてきた。学校教育の直接の担い手である教員の活動は、人間の心身の発達にかかわるものであり、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼす。このような重要な職務に従事する教員の資質を保持しその向上を図ることは学校教育の発展に不可欠であることから、教員は、教育職員免許法に基づいた各相当の免許状を有する者でなければならない。EU諸国でのボローニャ協定をあげるまでもなく、国際的には教員養成6年制が広まるなど、教員の資質向上や教員の専門職性の担保が図られている。このことは、目の前の1人1人の子どもを長期間、学校で責任をもって育てる主体は、免許状を有する教員であるということを前提としていると考えられる。この点で、学校支援ボランティアは、あくまで教員の授業プランや意向に基づいて補助する立場である。インタープリターや農業従事者、書家、庭師、指物師等の地域住民の有する優れた知識や技能も、子どもの発達のすじ道の中に、教員による教育的な咀嚼・翻案を経て位置づけ、子どもたちに享受されてはじめて意味をもつ。相当免許主義の原則に反しない限りでの活動が求められる。

なお、こうした目で、帯広畜産大学で開催した「数学の基礎の基礎を身につけよう」講習会をみると、日常的補助的な立場から学んだ経験をもとに、サークルメンバーがメインの立場となって実施することで、メンバーにとってもより成長する場となったことも注記しておく。

第3の論点は、財源保障と持続性の問題であった。スタディーサポートサークルは、大学公認のサークルであり、また、地域の科学舎事業に採択されたこともあり、活動費を確保することができている。しかし、一般には、国の予算措置が、当初の計画通り2010年度までしかなされないのであれば、その後は地方自治体が学校支援地域本部の取組みに予算を計上するという、いわば財政的自立をするか、もしくは活動費や保険に関しても学校支援ボランティア側が善意で支払って続けていくほかはない。したがって、財源保障と持続性の問題は、単に、大学生



による学校支援ボランティアの在り方から、もしくは在り方のみから判断あるいは論じるべき点ではない。

第4の論点は、担い手の問題であった。この点はまず、既述の社会教育法第5条第15号の規定のように、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して、学校での教育活動の機会を提供する事業を実施・奨励するのであれば、その前提として、同法第3条(国及び地方公共団体の任務)に規定されているように<sup>18)</sup>、地域住民に必要な学習の機会を十分に提供できる体制が整っていなければならない。でなければ、そもそも「学習の成果」自体が見込めず、その成果の反映も当然に見込めないことになる。不況などの社会・経済状況への対応を含めて、充実した地域社会の存在なしに、地域コーディネーターや学校支援ボランティアの恒常的な参加を見込むことは困難であろう。そして、こうした担い手の確保という観点で、仮に大学のみが地域貢献という名の下に、全面的に学校支援ボランティアを引き受けてしまうのであれば、「学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる」という当該事業の趣旨とはかけ離れたものになってしまうことは確かであろう。

なお、スタディーサポートサークルに焦点づければ、メンバーの多くが学校支援ボランティアとしてだけではなく、地域コーディネーターにも登録されている。もちろん、これは大学において学校支援ボランティアの参加学生を増やすといったコーディネーターの役割が期待されてのことであろう。しかしながら、大学生は当然ながらずっと地域に止まっている存在ではない。たとえ地域に就職して止まったとしても働きながら地域コーディネーターを続けることは困難である。また、現在は、代替わりしたサークル会長が学校支援ボランティアの依頼連絡を一手に受けている。2年目に入り、依頼件数が格段に増えたことで、処理しきれない様子である。この点は、次の5点目の論点とも関わる。

第5の論点は、大学生の学校支援ボランティアの活動に大学側がどの程度関与すべきか、という点であった。これまでスタディーサポートサークルで取り組んできた活動を持続的にやっていくためには、大学が窓口となっ

て学校支援ボランティアの依頼を受けたり、学校支援ボランティアの活動を単位認定する等、大学側が何らかの形で関与することも考え得る。

ただし、活動を卒業要件に含まれる単位として認定するとなれば、単位不足で進級・卒業の危うい学生が、単位ほしさに活動に参加する場合も想定される。そうなった場合、先行研究で指摘されていたような「取り組む姿勢の変化」が起こらない可能性は十分に考えられ、中学校側への迷惑となる等の問題を生じてしまう危惧もある。大方の大学とは異なって、参加者が教職課程履修者のみでない本学の場合には、なおさらであろう。今後の動向を見据えながら慎重に検討せねばなるまい。

総じて、学校支援ボランティアは、あくまで学校に通う子どもたちをより健やかに育てていくための取り組みである。その活動に大学生が強制や受け身の感覚なく自主的に関わることにより、子どもたちへの教育活動に効果があり、かつ、大学生にも教育的効果があるのであれば、十分に持続可能であるし、意味あるものとなる。帯広畜産大学スタディーサポートサークルの取り組みの最大の成果はこの点にある。かつ、そこに教育現場の教員への負担が増えたのでは意味がないことはいまでもない。

また今後、学校支援ボランティアが増えて、教員の負担が減るから、教員を増やさなくてもよいという方向に議論が進むことがあってはならない。相当免許主義に基づき、あくまで、子どもたちを学校で責任をもって育てる主体は、免許状を有する教員だからである。例えば北海道は、いわゆるへき地校が多く、地方財政が厳しいこともあって、免許外教員の割合が異常に高い状況が長年続いている。北海道に限らず厳しい財政状況下では、えてして本来の趣旨とは異なる教員不足改善のための改善の策として、学校支援ボランティアが位置づけられてしまいがちである。国および地方公共団体は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」やその財政的裏付けである「義務教育費国庫負担法」や「地方交付税法」等の法律改正やその運用を含め、子どもの健やかな発達を促すための教職員の適正な配置を検討・実施することがまず必要である。こうした検

討・実施を軽んじて、率先して教員を減らしたり、充足せずに支出を抑えるという経済的要因が先行してはならない。教員の適性配置を十分に検討・実施した上に、学校支援ボランティアが位置づけられることによって始めて、子どもにとって、より有意義な教育体制が構築されるはずであるし、学校支援ボランティアのレーゾンデートルもより確かなものとなる。

スタディーサポートサークルの2年目の活動についても見守っていくとともに、学校支援ボランティア活動への参加形態や大学側の関与の仕方についても、今後の動向を見据えながら、検討していきたい。

註)

- 1) 佐藤弘毅(文部科学省生涯学習政策局)『学校支援地域本部事業』のねらいと社会的背景』『社会教育』(2008年12月号, p. 24)から引用。
- 2) 広田健「学校支援地域本部事業をめぐる諸問題」『人間と教育』(第60号, pp. 140-143, 2008年)を参照。
- 3) 教育振興基本計画とは、今後5年間の国が取り組む教育施策の基本的な方向について決定されたものである。2006年12月の教育基本法の改定により、同法第17条に新設された。
- 4) 小杉夏子・岡敬一郎「県教育委員会の学校支援施策」に関する考察—秋田県を事例として—『東北大学大学院教育学研究科研究年報』(第50号, pp. 47-58, 2002年), 道城裕貴・松見淳子「大学・地域と連携した学校支援の応用行動分析的モデルの検討」『関西学院大学人文論究』(第56巻2号, pp. 19-34, 2006年), 麻生良太ほか「学校支援ボランティアに参加した大学生の自己省察と体験—大分大学教育福祉科学部における『まなびんぐサポート』事業を通して—」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』(第31巻2号, pp. 165-177, 2009年)等を参照。
- 5) 小山忠弘「学校支援地域本部事業の在り方について—改善・拡充の視点から—」『日本生涯教育学会年報』第30号, pp. 91-99, 2009年。
- 6) 広田健 前掲書2)。

- 7) 西山由花子「学校支援地域本部事業っておもしろい!—教員, 子どもが輝ける場所を整備することが事務職員の仕事のひとつ—」『学校事務』第60巻10号, pp. 22-25, 2009年。
- 8) 木附千晶「市場化される子どもたち よい市民づくり, 学校支援地域本部にご用心!」『週刊金曜日』第709号, pp. 56-60, 2008年。
- 9) 小泉令三「教員養成学部学生の学校支援ボランティア活動経験と教職能力の認知の関係—教職に就いた者と就かなかった者の比較—」『福岡教育大学紀要』(第57号, 第4分冊, pp. 49-54, 2008年)ほか参照。
- 10) 広田健 前掲書2)。
- 11) 高橋興「学校支援地域本部事業への期待と今後の課題」『社会教育』750号, pp. 14-20, 2008年。
- 12) 小山忠弘 前掲書5)。
- 13) 玉井康之「単位認定を伴う鉤路校方式『ボランティア実践』の意義と教育効果」『教科教育学研究』23巻, pp. 215-229, 2005年。
- 14) 中西雪夫「学校支援学生ボランティア報告」『佐賀大学教育実践研究』(第25号, pp. 185-202, 2008年)を参照。
- 15) 小島彰・佐藤貴子・松井純子「学校支援ボランティア実践ノート」『福島大学教育実践研究紀要』(第40号, pp. 33-40, 2001年)ほか参照。ちなみに、帯広畜産大学スタディーサポートサークルのメンバーからも同様の感想を得たことがある。
- 16) なお、スタディーサポートサークルの活動は、2009年8月31日付けの十勝毎日新聞にも掲載された。
- 17) アンケートの集計結果は、科学技術振興機構(JST)のWebページにて公表される予定。なお、理科や数学の授業補助を行った際は、授業の妨げになることからアンケートは実施しなかった。
- 18) 社会教育法第3条では、「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用し

て、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努力しなければならない。／国及び地方公共団体は、前項の任務を行うにあたっては、国民の学習に対するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の進行に寄与することとなるよう努めるものとする。」と規定されている。